

# 食品販路開拓営業代行サービス助成金交付要綱

令和7年6月1日制定

## (目的)

第1条 食品販路開拓営業代行サービス助成金（以下「助成金」という。）は、公益社団法人青森県物産振興協会（以下「協会」という。）が、青森県内の食品製造事業者等（以下「事業者等」という。）が利用する営業代行サービスの経費の一部を助成することにより、事業者等の取引拡大による経営の安定化に資することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 この要綱において、助成金の支給対象とする者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 青森県内に住所又は主たる事業所を有する農林水産物及び加工品の生産者、製造業者及び販売業者であること。
- (2) 暴力団員等及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (3) 次条の営業代行サービスをこれまで利用していないこと。

## (助成内容)

第3条 あおもり創生パートナーズ株式会社が提供する「食品販路開拓サービス」を事業者等が利用した場合の費用の一部を助成する。

## (助成金交付額)

第4条 助成金の交付額は1万円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、「食品販路開拓サービス」の契約締結前に交付申請書（様式第1号）を協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 協会は、前条の交付申請があった場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 申請者は、営業代行サービスの利用が終了し、費用を支払った後に、実績報告書兼助成金請求書（様式第3号）を協会に提出する。

2 申請者は、前項の実績報告書兼助成金請求書に、費用を支払った証拠書類を添付する。

(助成金の支払)

第8条 協会は、前条の請求があった場合は、その内容を確認し、請求書を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

公益社団法人青森県物産振興協会 会長 殿

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

食品販路開拓営業代行サービス助成金交付申請書

食品販路開拓営業代行サービス助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用するサービスプラン

Aプラン Bプラン Cプラン （該当するものに○をつける）

2 利用期間

令和 年 月 ～ 月（3ヶ月）

3 依頼する主な商品及びアイテム数

（1）主な商品（名称等を記載）：

（2）アイテム数：

4 申請手続担当者（所属、氏名、連絡先（電話、メールアドレス等））

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

（申請者） 様

公益社団法人青森県物産振興協会  
会長 中新 鐵 男

食品販路開拓営業代行サービス助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金については、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 助成金の額

一万円

2 交付条件

営業代行サービスの利用終了後、実績報告兼助成金請求書（第3号様式）に  
関係書類を添付し、協会に提出すること。

3 交付期日

協会が請求書を受理した日から14営業日以内に振込

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

公益社団法人青森県物産振興協会 会長 殿

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

食品販路開拓営業代行サービス実績報告書兼助成金請求書

下記のとおり実績を報告します。併せて、助成金を請求します。

記

1 商談実績（件）

商談件数	詳細・バイヤー検討中など	見積件数	成約見込件数	成約件数

2 本サービスを利用したの気づき（ターゲット、商品の改善点、新商品開発について）

3 今後の展開

（注）別途、助成金振込口座がわかるものを添付する。（様式自由）